

新たなぬまづの宝 100選選定基準（案）

（趣旨）

第1条 本市の豊かな自然、歴史、産業、文化等魅力ある地域資源を市民自らの手で掘り起こし、その中から特に本市の個性及び魅力を表現するものとして、平成23年9月に「ぬまづの宝 100選（以下「現100選」という。）」として決定した。

その後約10年間に、本市の活性化につながる取組みが生まれている反面、中止となったイベント等もあることから、時代に即した新たな魅力を反映させるため、令和5年度の市制施行100周年に合わせて「新たなぬまづの宝 100選（以下「新100選」という。）」を選定するために必要な事項を定める。

（選定の基本的な考え方）

第2条 「現 100選」を基本とし、市民等から募集したまだ発掘されていない地域資源も合わせ、特に本市の個性と魅力を表現し、市民が誇りと愛着を持ち、市内外に広く情報発信することができるものを選定する。

（選定方法）

第3条 選定に当たり市民（公募による）、各種関係団体、学識経験者等で構成する「ぬまづの宝 100選選定委員会（以下「選定委員会」という。）」を設置し、同委員会における総合的な検討及び意見集約の元、選定する。

2 前項に定める選定委員会の設置に関しては、別に設置要綱を定める。

3 「新 100選」の選定については、「現 100選」を整理統合し、これに市民等から募集した新たな候補を追加することにより行う。

4 選定委員会における選定は、市民等における一般投票の結果を参考とし、次条に定める選定基準に基づき行う。

（選定基準）

第4条 「新 100選」は、有形、無形を問わず、次の観点から選定する。

- (1) 他に誇れる本市ならではのもの
- (2) 交流人口の拡大に寄与するもので、観光資源として活用することができるもの
- (3) 後世に保存・継承したい歴史的・文化的価値があるもの
- (4) 地域振興又は産業振興に寄与し、本市のまちづくりに活かすことができるもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、本市の個性と魅力を更に向上させるもの

2 次のいずれかに該当する内容のものは選定しない。

- (1) 「ぬまづの宝 100選」の趣旨にそぐわないもの

- (2) 営利目的に関するもの、又はその恐れがあるもの（趣旨や目的に鑑み公益性が認められるものは除く）
- (3) 法令等に違反し、又は抵触すると認められるもの
- (4) 公序良俗に反するもの
- (5) 人権侵害・差別、又は名誉毀損の恐れがあるもの
- (6) 宗教に関するもの（歴史・文化的価値の認められるものは除く）
- (7) 政治的活動に関するもの
- (8) 公の選挙又は投票の事前活動に該当するもの
- (9) 国内外の世論が大きく分かれているもの
- (10) 個人宣伝や個人の利益につながるもの、又はその恐れがあるもの
- (11) 危険を伴うもの、又はその恐れがあるもの（危険でない場所から存在を確認することができ、かつ継続して関係者の管理下にあると認められるものは除く）
- (12) 場所や内容の確認ができないもの、又は確認が非常に困難（場所や根拠に鑑定依頼や正式な意見聴取が必要となるなど高度な学術的判断を要する等）なもの
- (13) 選定の趣旨に照らし、選定の是非の判断が大きく分かれるもの
- (14) 対象が極めて特定の市民に限定されるもの
- (15) 内容が不明若しくは抽象的なもの、又は応募者の独善的な思い込みが強いと判断されるもの
- (16) 現存しないもの、継続性がないもの又はすぐに存在しなくなる可能性のあるもの（「記録」や「史跡」など、継続して記憶資産としての構成要素が存在するものは除く）
- (17) その他選定することが不相当と認められるもの
（その他細則）

第5条 選定にあたっては、各分野や個々の項目などに関わらず、柔軟かつ総合的、包括的に選定を行うことができるものとする。

- 2 「ぬまづの宝 100選」の市民投票の得票数に関わらず、選定基準と照らしあわせとともに、地域振興、産業振興など、将来の利活用の期待性等を総合的に勘案して選定するものとする。